

葛巻町長 様

申請者所在地 葛巻町

事業所名

代表者名

印

T E L

葛巻町雇用拡大所得向上支援事業補助金交付申請書

年度において、葛巻町雇用拡大所得向上支援事業補助金交付申請書の交付を受けたいので、葛巻町補助金交付規則第4条及び葛巻町雇用拡大所得向上支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

記

金 円

対象事業名	補助対象人数	補助対象額 (1人当たり)	補助金交付申請額	備考
(1)雇用拡大支援事業	人	120,000 円	円	
(2)雇用定着支援事業	人	360,000 円	円	
(3)所得向上支援事業	人	50,000 円	円	
合計	人		円	

申請者	主たる業種	1 建設業 2 製造業 3 電気・ガス・水道業 4 情報通信 5 運輸業 6 卸売・小売業 7 金融・保険業 8 不動産業 9 飲食サービス業 10 宿泊業 11 医療・福祉 12 生活関連サービス業 13 農林水産業 14 その他 ()			
	主たる事業内容				
	保険適用	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 労働災害補償保険 <input type="checkbox"/> なし			
	他の類似する補助金等の受給の有無	あり・なし	従業員数 (申請日時点)	人	
	最低賃金	時給 円	従業員数 (申請日の前年時点) ※雇用拡大支援事業の場合のみ	人	
	内定者の取り消し 労働者の解雇	(あり・なし)	年月日 (取り消し・解雇)	年 月 日	

添付書類
◎共通
① 雇用契約書の写し (任意様式または参考様式)
② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主控) の写し、または労働災害補償保険に加入していることが確認できる書類
③ 1年以内に内定の取り消し若しくは労働者の解雇があった場合は、その理由を記載した書類
1. 雇用拡大支援事業
① 申請日時点の従業員名簿 (任意様式)
② 申請日時点から過去1年間で最も人数多い時の従業員名簿 (任意様式)
2. 雇用促進定着支援事業
雇用者を雇い始めた日付が確認できる書類 (任意様式) ※他の添付書類で確認できれば省略可
3. 所得向上支援事業
賃金引上げ計算書 (様式第1号の2)

※裏面の「宣誓・同意事項」へ続く

【宣誓・同意事項】

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（）を入れてください。

（申請には、全ての項目にの印が必要です。すべての項目にがない場合、申請はできません。）

- 町内に本社又は主たる事業者がある、若しくは支店・営業所等の事業所が町内にある事業者該当します。

ただし、次の①から⑤のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

- 雇用保険法（昭和49年法律第119号）の適用を受けている者又は農林水産業を営む者に該当します。
- 町内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用しています。
- 申請日時点において、町税等に未納はありません。
- 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。
- 過去5年間に重大な法令違反等※はありません。

※ 重大な法令違反等とは、以下の場合が該当します。

違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなど。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者に該当しません。
- 本補助金の対象となった新たに雇用した者について、補助金交付後1年間は、事業主の都合で解雇しません。（一部例外は除く。）
- 本補助金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後1年間は、引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。もし、継続できなかつた場合は、補助金額確定の取消、補助金の返還等に応じます。
- 補助金の申請に当たり、もし申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、補助金額確定の取消、補助金の返還等に応じます。
- 葛巻町雇用促進・所得向上事業補助金交付要綱第4条第1項に規定する要件を全て満たしている。第4条第2項、第3項の規定に該当しない。
- 上記すべての項目に虚偽がないことを誓い、内容に同意したうえで申請します。また町長から報告・立会検査・返還の求めがあった場合は速やかに応じます。